

## Question 一覧

- ・ [メンター制度とは何ですか？](#)
- ・ [メンターは、職場の上司や知り合いの先輩弁護士と何が違うのですか？](#)
- ・ [なぜメンター制度が設けられたのですか？](#)
- ・ [誰がメンターになっているのですか？](#)
- ・ [相談したいときは、どのようにしたらよいのですか？](#)
- ・ [相談内容の秘密は守られるのですか？](#)
- ・ [イベントでの情報提供・懇談とは何ですか？](#)

## Answer 一覧

### メンター制度とは何ですか？

メンター制度とは、豊富な知識と経験を有する先輩（メンター）が、後輩（メンティ）に対して、キャリアを積んでいく上での課題や、仕事上の問題に関し、個別的に相談に乗ってその解決を支援し、人材を育成していく活動です。

企業において、メンター制度は、人材育成策として、特に女性が働き続けていく上での悩みや心配事について相談に乗り助言する制度として活用されています。メンター制度を実施する企業数は、ここ数年で大きく増加しており、対象も新人社員から女性社員、女性管理職へと広がっています。

二弁のメンター制度は、弁護士としてのキャリアプランの形成や、職務上のワーク・ライフ・バランスの実現をテーマとして支援を行うものです。先輩弁護士がメンターとなり、メンティとなる若手弁護士（男女を問いません）に対して、個別相談や、イベントでの情報提供・懇談を通じて、支援を行います。

[Question 一覧へ](#)

### メンターは、職場の上司や知り合いの先輩弁護士と何が違うのですか？

メンター制度は、利害関係のある直属の上司や先輩ではないメンターとメンティの関係を、制度的に作り上げるものです。

二弁のメンター制度では、メンターとメンティの関係は、1対1の固定的なものとはされていません。様々な経歴・経験を有する複数の会員がメンターに選任されており、メンティがメンターのプロフィールをみて、自分に合うと思うメンターを自由に選択して、相談することができます。相談されたメンターが、相談の内容によって、さらに助言に相応しい他のメンターがいると考えれば、紹介をすることもできます。

直属の上司や知り合いの先輩弁護士とは違った、さまざまな知識と経験に基

づいたアドバイスを受けられます。

[Question 一覧へ](#)

#### なぜメンター制度が設けられたのですか？

当会が平成24年1月12日に決議した「第二東京弁護士会における男女共同参画基本計画（第二次）」では、「第四 男女共同参画のための第二次アクションプラン（行動計画）／三 ワーク・ライフ・バランスのための制度の新設」において「メンター制度やキャリアカウンセリング制度の導入の検討を開始する。会員のニーズ調査を行い、メンター（担当制）候補者の抽出とマッチングのための制度作りについて検討を開始する」という具体的行動を計画しました。

メンター制度の導入は、平成22年12月に出された国の第3次男女共同参画基本計画にも沿うものです。

本制度は、この基本計画に基づき、弁護士としてのキャリアプランの形成や、職務上のワーク・ライフ・バランスの実現をテーマとして、設けられたものです。

[Question 一覧へ](#)

#### 誰がメンターになっているのですか？

様々な経歴・経験を有する複数の女性及び男性の会員がメンターに選任されています。メンティがメンターのプロフィールをみて、自分に合うと思うメンターを自由に選択して、相談することができます。

メンターのプロフィールは、別途掲載されているメンター一覧をご覧ください。

[Question 一覧へ](#)

#### 相談したいときは、どのようにしたらよいのですか？

相談は、各メンターと直接個別に行います。メンターのプロフィールをみて、自分に合うと思うメンターを自由に選択し、各メンターの連絡先に電話またはメールで直接ご連絡ください。

具体的な相談の方法（面談、電話、メールなど）や相談時間は、メンターとメンティで相談して決めてください。

[Question 一覧へ](#)

#### 相談内容の秘密は守られるのですか？

メンティの相談内容は、メンター限りとして厳に秘密が守られますので、安心してご相談ください（但し、制度運用状況の把握のために、「年代」「性別」「相

談態様」「主な相談のテーマ」のみデータ化して統計をとっておりますので、ご了承ください。)

[Question 一覧へ](#)

#### イベントでの情報提供・懇談とは何ですか？

男女共同参画推進二弁本部では、メンター制度と連携し相乗効果を図る制度として、昼食会などの定期的イベントを企画しています。

イベントでは、キャリアプランやワーク・ライフ・バランスに関する情報提供をしていきます。さまざまなキャリアを有する先輩弁護士や、キャリアプランやワーク・ライフ・バランスに造詣の深い外部講師をお招きし、そのキャリア形成の経緯、仕事上の課題とその乗り越え方、ワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みなどを、率直にお話しいただきます。

これらの定期的イベントには、メンターが参加しますので、実際にメンターに会って懇談することができます。メンターの話の聞いたり、質問をしたりして、悩みや心配事の解決に役立てたり、個別相談のメンターを選択する際の参考にしてください。

[Question 一覧へ](#)

弁護士としてのキャリアプランの形成や、職務上のワーク・ライフ・バランスの実現のために、メンター制度を積極的に活用してください！
---

問い合わせ先：人権課（03-3581-2257）